



平成 28 年 12 月 20 日

各 位

本社所在地 京都市下京区松原通烏丸西入ル  
玉津島町 303 番地  
会 社 名 株式会社オンリー  
代表者名 代表取締役会長兼社長 中西 浩一  
(東証第一部 3376)  
問合せ先 取締役常務執行役員  
管 理 本 部 長 中村 直樹  
電 話 番 号 075-354-4129  
(URL : <http://www.only.co.jp>)

### 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日、会社法第 370 条及び当社定款第 24 条第 2 項の規定に基づく取締役会決議により、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	平成 29 年 1 月 17 日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 61,200 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 780 円
(4) 処分価額の総額	47,736,000 円
(5) 募集又は処分方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法による。
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による。
(7) 割当ての対象者及び その人数並びに割り 当てる株式の数	当社の取締役（※） 6 名 45,000 株 ※代表取締役会長兼社長を除く。 当社の使用人 6 名 16,200 株
(8) そ の 他	本自己株処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

#### 2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 28 年 10 月 24 日開催の当社取締役会において、当社の取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社の取締役に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、また、平成 28 年 11 月 25 日開催の当社第 40 期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、取締役について年額 90 百万円以内（うち社外取締役 10 百万円以内）として設定すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として 1 年間から 5 年間までの間で当社取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、会社法第 370 条及び当社定款第 24 条第 2 項の規定に基づく取締役会決議により、第 41 期事業年度（平成 28 年 9 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日まで）を始期とし第 43 期事業年度（平成 30 年

9月1日から平成31年8月31日まで)を終期とする当社の中期経営計画期間における3事業年度分の報酬として、当社の取締役6名(代表取締役会長兼社長を除く。)及び使用人6名(以下、総称して「割当対象者」という。)に対し、金銭報酬債権47,736,000円(取締役35,100,000円、使用人12,636,000円)を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により給付することにより特定譲渡制限付株式として当社普通株式61,200株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度及び今回の譲渡制限期間における職責並びに業績等目標達成条件による無償取得事由が設定されていること等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約(以下「割当契約」という。)を締結すること等を条件として支給をいたします。

### 3. 割当契約の概要

#### ① 譲渡制限期間

平成29年1月17日～平成32年8月16日

上記に定める譲渡制限期間(以下「本譲渡制限期間」という。)において、割当対象者は、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません。

#### ② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は使用人を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由(任期満了や死亡等)がある場合を除き、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式(以下「本割当株式」という。)を当社取締役会の委任を受けた代表取締役社長の決定の時点の直後の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点(以下「期間満了時点」という。)において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

#### ③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、第41期事業年度、第42期事業年度又は第43期事業年度の当社の連結営業利益のいずれかが1,050百万円以上となった場合には、本割当株式の全部につき、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。なお、第41期事業年度、第42期事業年度及び第43期事業年度の当社の連結営業利益がいずれも1,050百万円未満の場合は、当社は、本割当株式の内、第41期事業年度、第42期事業年度及び第43期事業年度につき、【表1】、【表2】及び【表3】に基づいて算出した株式数を合計した株式数について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

【表1】

第41期事業年度 連結営業利益	譲渡制限を解除する株式数
620百万円以上	本割当株式数×3分の1×100%
496百万円以上 620百万円未満	本割当株式数×3分の1×30%
496百万円未満	本割当株式数×3分の1×10%

【表2】

第42期事業年度 連結営業利益	譲渡制限を解除する株式数
830百万円以上	本割当株式数×3分の1×100%
664百万円以上 830百万円未満	本割当株式数×3分の1×30%
664百万円未満	本割当株式数×3分の1×10%

【表 3】

第 43 期事業年度 連結営業利益	譲渡制限を解除する株式数
840 百万円以上 1,050 百万円未満	本割当株式数×3分の1×30%
840 百万円未満	本割当株式数×3分の1×10%

ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は使用人を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものといたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、当該承認の日において保有する本割当株式のうち、合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限を解除するものといたします。

この場合には、当社は上記の定めに基づき当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものといたします。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（平成 28 年 12 月 19 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 780 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。

なお、この価額は、当社普通株式の東京証券取引所における当社取締役会決議日の直前営業日までの 1 か月間（平成 28 年 11 月 20 日から平成 28 年 12 月 19 日まで）の終値単純平均値である 779 円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。）からの乖離率は 0.13%（小数点以下第 3 位を四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。）、同直前営業日までの 3 か月間（平成 28 年 9 月 20 日から平成 28 年 12 月 19 日まで）の終値単純平均値である 787 円からの乖離率は-0.89%、及び同直前営業日までの 6 か月間（平成 28 年 6 月 20 日から平成 28 年 12 月 19 日まで）の終値単純平均値である 822 円からの乖離率は-5.11%となっており、特に有利な価額には該当しないものと判断いたしました。

以 上